

会 議 録

会 議 名	第5回協働事業における契約のあり方等検討小委員会		
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課		
開 催 日 時	平成23年9月22日（木）午後6時36分～午後8時25分		
開 催 場 所	前原暫定集会施設A会議室		
出 席 委 員	安藤雄太小委員長 川合彰委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 山路憲夫委員		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 2 小金井市社会福祉協議会 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子		
傍 聴 の 可 否	可		
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由		傍聴者数	1人
会 議 次 第	(1) 協働事業における契約のあり方等について (2) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書 (たたき台) について (3) その他		
会 議 結 果	別紙のとおり		
会 議 要 旨	別紙のとおり		
提 出 資 料	(1) 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果(たたき台) (5の1)		

	<p>(2) 「新しい公共」推進会議関係資料</p> <p>ア 政府と市民セクターとの関係のあり方等に関する報告 (5の2)</p> <p>イ 『新しい公共』円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」の進捗状況(5の3)</p> <p>ウ 「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応(5の4)</p>
--	--

## 第5回契約小委員会会議結果

- 1 協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（たたき台）について、議論した。
- 2 協働事業における事業者の決定方法や、手順等について議論した。

## 第5回契約小委員会会議要旨

【事務局】 （協働事業における契約のあり方等に関する検討結果報告書（たたき台）について説明）

【小委員長】 説明があったとおり、政府もようやく市民セクターとの公契約のあり方等について検討し、動き始めている。報告書にこれらも入れて起草していく。

【委員】 背景のところで、「協働事業における契約にあたって必要な配慮がなされていない」などの文言を入れた方がいいのではないか。

【小委員長】 ヒアリング調査をした中で、現行契約の問題点は出されなかったのか。

【委員】 行政側から出されたことはなかった。

【委員】 NPO法人連絡会でも、行政が協働事業についての制度を持っていないから踏み出せないという話が出た。それだから、行政は原則どおり競争入札にしようということになる。

【小委員長】 その部分は契約というよりも、検討委員会の持ち分に入る。

【委員】 事業を受託している途中で、事情が変わった。その対応はほとんど想定されていない。例えば、一定の単価で受けたが、やってみたらとてもそのような単価ではできないという場合だ。

【小委員長】 契約の目的が変わったような場合は、契約変更の問題になる。今の指摘は、積算単価の問題だ。

【委員】 先進市の協定書に、「事業計画等の内容を変更することにより、事業の効果が向上すると双方が認めた場合は、事業計画等の内容を変更することができる」とある。

【委員】 これがあると大分違うと思う。

【小委員長】 その項目を報告書に入れる。どこに入れるかは検討する。

【委員】 協働事業として実施する場合は、検討結果報告書（たたき台）の契約のあり方（9ページ）の1のような手順を踏み、徹底して公開すべきだ。

【委員】 現行契約の問題点（7ページ）の1に「一定の方策を講じなければ全くなじめない状況である」とあるが、「一定の方策を講じなければ、本来的な意味での協働が推進しにくい状況である」などとした方がよい。

【委員】 「一定の方策を講ずれば、推進できる」などとポジティブに書く方法もある。

【委員】 契約のあり方（9ページ）の1に、6段階の手順が書いてある。ここまで踏み込んでやっているところがあるのか。

【事務局】 実際に先進市が実施しているフォロー図から抜粋した。

【委員】 仕様書を協働で作れる仕組みができると、大分変わってくる。

【委員】 それは、まさしく制度を変えないとできない。

【委員長】 協働事業の場合は、基本的に随意契約でないとだめだ。競争入札ではできない。ここでは、随意契約の欠点を排除するための条件づくりを検討している。

【委員】 契約のあり方（9ページ）の1のようなことをクリアしないと、随意契約はないということか。

【委員長】 NPO側としては、きついのか。

【委員】 公開ではないが、プレゼンテーションはやっている。第三者による事業化の決定、公開中間ヒアリングを除いては、市はこのような手順を踏んでいると思う。

【小委員長】 プレゼンテーションもできなければ、協働する資格はない。協働と支援してほしいということは意味が違う。

【委員】 競争が必ずしも悪だとは思わない。協働事業をすべて随意契約でやるということになると、他の事業者の参入を拒んでしまうことにならないかという危険性を感じる

【委員】 応募者の要件の問題でもある。

【委員】 閉鎖的にならずに、かなり幅広くいろいろな団体が応募できるような制度にする必要がある。

【小委員長】 門戸は閉じないようにしないといけない。協働事業の内容によつては、複数団体で提案することもあってよい。

【小委員長】 協働提案事業の場合には一般競争入札ではないので、話し合いによって契約内容を詰めていくというルールを残していきたい。

【委員】 協働事業にはこれだけの手続きが必要だとあまり細かく書くと、行政側が委託事業に戻した方が楽だということにならないか、心配だ。

【小委員長】 市全体を見回して、委託事業、協働事業などの振り分けをする委員会があるとよい。近隣市には協働審議会があり、補助事業も委託事業も協働事業も審査している。

【委員】 やはり条例がないとだめか。

【小委員長】 そのとおりだ。

【委員】 報告書に入れた方がよい。

【小委員長】 協働かどうか振り分けるのは、契約の報告書ではなく、答申の別な項目に入れる必要がある。

【小委員長】 協議の場の確保も入れる。

【委員】 「積算根拠に、適切な範囲でNPO等の運営そのものに必要な経費を認める。」とあるが、必要な経費の範囲が難しい。

【委員】 第三者の財源を活用できるようにするのは結構だが、あえてここに入れる理由は何かあるか。

【小委員長】 委託事業を拡大してやりたい場合も、財源がない。ここに民間財源を充てる。行政は現在、民間資金を入れることは認めないというのが基本原則だ。それだと事業を分割しなければならず、事業が成り立たない。

【委員】 例えば、何かの催しをする場合、お茶代を取ってはだめとかの縛りがある。そういうものも含めて、柔軟に認めるということか。

【小委員長】 その通りだ。

【小委員長】 前回損害賠償責任の問題はさらに検討が必要ということで入っていないが、どうするか。

【事務局】 協定書に入れられるか迷って、保留した。

【小委員長】 契約書に入れてはどうか。その場合、既存の保険制度を利用する。

【事務局】 小金井市は約款に規定している。

【小委員長】 協定書に入れても据わる。

【事務局】 先進市は協定書に規定している例もある。

【小委員長】 「協働契約書の実現に向けて」（11ページ）の3の「実現に近づけることができるかについて検討する必要がある」はもう少しポジティブに表現できないか。例えば、「法律の範囲内で協働契約に近づけることができるよう検討する必要がある」などはどうか。

【委員】 あとは精いっぱい条例で埋める。

【小委員長】 国の動きに呼応して検討するというメッセージなので。

【事務局】 了解した。

【小委員長】 文言をさらに整理して、検討委員会に提出する。それを答申の中に入れていく。